

# 所定疾患療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

## 令和3年度算定状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	件数	2	2	3	0	0	4	2	3	0	0	1	0	17
	日数	8	10	9	0	0	18	8	10	0	0	4	0	67
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 令和3年4月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	5日	診察、尿検査、尿培養	処方：レボフロキサシン 点滴：ロセフィン
尿路感染症	3日	診察、尿検査	点滴：ロセフィン、ソリタ T3

### 令和3年5月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	5日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン
尿路感染症	5日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン、五苓散

### 令和3年6月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	1日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン 点滴：ロセフィン
尿路感染症	6日	診察、尿検査	処方：セフカペンピボキシル、ミヤ BM
尿路感染症	2日	診察、尿検査	点滴：ロセフィン、ソリタ T1

## 令和3年7月

	日数	検査内容等	処方等
該当なし			

## 令和3年8月

	日数	検査内容等	処方等
該当なし			

## 令和3年9月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	5日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン
尿路感染症	4日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン
尿路感染症	5日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン、ミヤBM
尿路感染症	4日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン

## 令和3年10月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	5日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン、ミヤBM
尿路感染症	3日	診察、尿検査	点滴：ソリタT1、セフメタゾン

## 令和3年11月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	1日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン、猪苓湯
尿路感染症	4日	診察、尿検査	処方：バクタ、五苓散
尿路感染症	5日	診察、尿検査	処方：バクタ、猪苓湯

## 令和3年12月

	日数	検査内容等	処方等
該当なし			

令和4年1月

	日数	検査内容等	処方等
該当なし			

令和4年2月

	日数	検査内容等	処方等
尿路感染症	4日	診察、尿検査	処方：レボフロキサシン、バクタ

令和4年3月

	日数	検査内容等	処方等
該当なし			

**【算定条件】**

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。  
イ) 肺炎    ロ) 尿路感染症    ハ) 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）
- ④算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用すること等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。